

### 围 民 年 金

# **国民年金保険料**の納付が困難なときは

# 若年者納付猶予制度 をご活用ください



料の納付が困難な人は、国民年金保険料免除・若年者 年金などに加入していない自営業などの人)で、保険 きます。 納付猶予制度(学生は、学生納付特例制度)を利用で 国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満で厚生

られると保険料の納付が免除または猶予されます。 手続をすると、前年所得などの審査が行われ、認め

### 納付が困難な人のための

免除制度

除されます。 次の人は、 申請して認められると保険料の納付が免

免除の種類 対象/本人・配偶者・世帯主の所得が一定以下の人

追老受

①全額免除 (納付なし)

②4分の3免除(4分の1納付

③半額免除 (半額納付)

④4分の1免除(4分の3納付

※全額免除以外の人は減額された保険料を納付しない と、その期間の免除は無効(未納と同じ)になります。

30歳未満の人のための

# 若年者納付猶予制度

払いにできます。 次の人は、申請して認められると保険料の納付を後

対象/本人・配偶者の所得が一定以下 年間所得5万円が目安)で20歳以上30歳未満の人 (単身の場合

## 「免除·若年者納付猶予制度」 は未納より有利!

映されます (左表参照)。 もしものときの年金を受け取るための期間や金額に反 免除・若年者納付猶予が認められた期間は、老後や

過した分については、当時の保険料に一定の加算額が 上乗せされます。 を満額に近づけることができます。ただし、2年を経 また、10年以内なら、追納することで老齢基礎年金

◀制度を利用した場合と未納の場合の比較

	免除	予納若 制付年 度猶者	未納
2給資格期間※	入る	<u></u> ම	入らない
〕齢基礎年金額への反映	一部あり	+-	なし
2納可能期間	10年以内	以内	2年以内※

※受給資格期間とは、 間のことです。 年金を受け取るために必要な期

※平成27年9月までは、申請することで過去10年間分 の保険料を納めることができます。

### 登録無料 便利で簡単 「ねんきんネッ をご利用 ください パソコンやスマ

でも「年金記録の確認」

フォンを使って、 や「受け取り額」 算できます。詳し 「ねんきん ネット」 で 検索!

ねんきんネット

### 問 い 合 わ せ

受け付けます。 は、7月1日 (水)

平成27年度の免除申請

から

### 国保年金課 国民年金担当 (市役所3階)

富士年金事務所 **☎**(55)2755 **(51)** 2521

### 申請方法

てください。 国保年金課または富士年金事務所に申請書を提出し

持ち物/年金手帳、印鑑など

※ほかの市区町村から富士市に住所を変更したことが ある人は、 所得課税証明書が必要になる場合があり

※本人、配偶者、世帯主のいずれかが離職した年の翌々 年の6月までの期間について、免除・若年者納付猶 受給資格者証の写しを添付してください。 予制度を申請するときには、離職票または雇用保険

※原則として、毎年申請が必要です。 ※前年の所得がある人は、所得申告をしてください。

◆免除・納付猶予制度の申請年度と審査対象になる所得 (平成27年7月時点)

<b>平方24度</b> 平方24下户。平方246年 平方24日
ユ 覚フ 手 フ 見 フ 覚 8 手 6
平成26年度 平成26年7月~平成27年6月
平成25年度 平成25年7月~平成26年6月
<b>平成4年度</b> ※7月1日のみ平成25年5月~平   平成23年中  平成25年6月
なる年度 免除対象になる期間